

## 木津川市教育委員会会議録

平成25年第2回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成25年2月20日（水） 9時35分から12時19分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室

○出席者：杉本清重委員長、有賀やよい委員長職務代理、小松信夫委員、高橋史代委員、森永重治教育長  
（事務局）大西教育部長、森本理事、大谷理事、松原理事、太田教育次長兼社会教育課長、尾崎文化財保護室長、石井教育施設整備室長、柳澤学校教育課長

### 1. 開 会 委員長

◇傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第14条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

<傍聴者入室>

委員長あいさつ

### 2. 会議録署名委員

委員長が、会議録署名委員を指名した。

### 3. 前回会議録の承認

委員長が、第1回定例会議の会議録を確認し、承認された。

### 4. 議 事

《議案第1号 木津川市教育振興基本計画策定委員会条例の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

学校教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

議案第1号から5号までについては、木津川市における附属機関の設置に関する根拠規定の整理を行い、市として統一的な取り扱いとするため、地方自治法第138条の4の規定により設置する附属機関として、条例により設置するもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委員：内容は前のものと一緒か。

事務局：要綱の中には、ワーキンググループのことが入っていたが、今回は省いている。新たにワーキンググループ設置要綱を設置する予定である。

委員：条例にするというのはどういうことか。

事務局：地方自治法第138条の4第3項において、附属機関は条例によって定めるとされている。これまでは、長の私的諮問機関であって、条例の定める附属機関でないとしてきたが、それは違法だとなってきた。

委員：すべて議会の承認を得るということになるのか。

事務局：どういった組織を持って、何をしようとしているのかを議会の審議に入れていこうとするものである。

委員：前回の委員会で第1回の策定委員会が開催された報告があったが、今回議会で承認されて条例として発効となるが、委員はすでに決まっていて、策定まではそのまま引き続き委員をされて、策定されたら一旦廃止になるということか。基本計画は5年ごとの見直しであるが、その都度条例で立ち上げるのか。

事務局：まず、議会で承認をもらうのはこの条例そのものについて承認をしてもらうことであり、委員の任命又は委嘱については従前どおり第3条にもあるように教育委員会が任命するとなっている。すでに1回目の会議を開催しているが、これについては、附則の2項で、すでに要綱で任命している部分については、この条例の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は通算するとなっている。5年ごとの見直しについては、今後どうしていくかは検討課題である。

委員：会議の途中であるが、傍聴の申請があったため、入室を許可する。

◇傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第14条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

<傍聴者入室>

委員：今回は、追認ということか。

委員：今回提案の5件については、すべてそうなるのか。

事務局：市長部局で統一して決めていこうとするものである。この委員会そのものを残していくかどうかは、策定委員会が終わってから考えていくことになるかと思う。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第2号 木津川市生涯学習推進計画策定委員会条例の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育次長兼社会教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

**[説明]**

先程の議案第1号と同じく、これまでの要綱を条例として設置するもの。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は次のとおりであった。

委員：第1号の関連議案であるが、先程の基本計画策定委員会はすでに何回開催されたのか。

事務局：12月27日に1回開催された。2回目が2月22日に開催される。

委員：傍聴はできるのか。

事務局：できる。ワーキング会議は何回か開いている。ワーキングは全体会が3回、小グループとして3グループに分かれ担当分野ごとに4、5回開かれている。第1回の策定委員会については、すでにホームページで公開している。

委員：生涯学習の方はどうか。

事務局：8月に第1回を開催し、その間2回ほどワーキングを入れている。12月に第2回を開催し、第3回を3月に予定している。ワーキングは月2回行っている。現在ワーキングメンバーがフィールド調査を行い、この22日にワーキング会議を開き、3月の委員会に向けて準備を進めている。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第3号 木津川市高麗寺跡史跡整備委員会条例の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

文化財保護室長が、議案書に基づき説明を行った。

**【説明】**

先程の議案第1号と同じく、これまでの要綱を条例として設置するもの。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は次のとおりであった。

委員：この委員会は、最初いつ制定されたのか。

事務局：山城町時代の平成17年度に制定された。

委員：どれくらいの頻度で開催されているのか。

事務局：発掘を行うにあたって、その前後で2回開催するのを標準としている。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第4号 木津川市馬場南遺跡発掘調査委員会条例の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

文化財保護室長が、議案書に基づき説明を行った。

**【説明】**

先程の議案第1号と同じく、これまでの要綱を条例として設置するもの。

**【質疑応答】**

委員：この委員会については、最初いつ制定されたのか。

事務局：平成20年度から発掘調査は始まったが、委員会は平成21年度に設置された。

委員：これはどれくらいの頻度で開催されているか。

事務局：これも年2回程度である。

委員：議案3, 4, 5の一括質問になるが、専門家はそれぞれ別の方なのか。また専門家と地元の方の比率を教えてください。

事務局：一部重なっている方もおられるが、それぞれの専門的分野に強い方をお願いしている。地元の方については、区長であったり文化財保護審議会の委員であったり地権者、また行政として副市長にも入ってもらっている。それぞれ専門的知見を有する方をお願いしている。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第5号 木津川市鹿背山城跡発掘調査委員会条例の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

文化財保護室長が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

先程の議案第1号と同じく、これまでの要綱を条例として設置するもの。

【質疑応答】

委員：この3つは、どういう史跡の位置付けになっているのか。

事務局：高麗寺跡はすでに国の史跡の指定を受けている。それをいかに整備していくかを含めてアドバイスをもらっている。馬場南遺跡と鹿背山城跡は現時点で史跡の指定は受けていない。特に馬場南遺跡は貴重な遺跡が発掘されてきたので、これを国の史跡になるようにいろいろな観点からアドバイスをお願いしている。

【採決】

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第6号 木津川市当尾の郷会館条例の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育次長兼社会教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

当尾小学校利活用検討委員会の利活用方針を受け、旧当尾小学校の利活用を図るため、当条例を制定するもの。

【質疑応答】

委員：どの部分が指定管理になるのか。

事務局：条例で定めた社会体育ゾーンと生涯学習ゾーンである。

委員：それ以外の部分は入る業者が管理をするのか。しかし、会館全体としての管理責任者は教育委員会になるのか。

事務局：全体としては教育委員会になる。貸付部分は普通財産となるので、そこは福祉ゾーンの管理者が財産管理をするので、財政課ということになる。

委員：災害等起こった場合、館全体としての火元責任者としては社会教育課になるのか。

事務局：行政財産の部分は社会教育課になる。

委員：分けるということか。当尾公民館はどうなるのか。

事務局：府道の拡幅で立ち退きになる。地元として、公民館機能を有してほしいということなので、生涯学習ゾーンの中で考える。学校が閉校になる時の地域との話し合いの中で、地域に寄与する部分、市民全体にも寄与する部分で固まって来たのがこの形であり、財産管理の面できちんとするための条例案となっている。

委員：複合施設として、管理はどうなっていくのか。窓口が一本化されるよう整備をお願いしたい。指定管理は4月から、もう決まっているのか。

事務局：機能的にも職員室を事務室として一括管理していくこととなる。福祉が業者募集をする中で管理も含めて募集することとなる。4月には福祉ゾーンのプロポーザルを行っていくことになる。秋には決定していく予定。それまでは社会教育課で管理し、法人が決まった段階で指定管理とするところである。

委員：それまでは社会教育課が管理して行くということで、誰かが常駐するのか。

事務局：学校施設についてはこれまでどおり社会教育課で申し込み及び鍵の貸出を行う。

今の条例が4月1日から施行するというのは、今後指定管理者の募集、福祉ゾーンの活用のプロポーザルを実施していこうとすれば、当尾小学校の跡地活用について、条例によってこの建物をこういう風に使うということを確認にする必要がある。今後、指定管理者が決まれば常駐されるので、事務室を活用して利用申請や鍵の受け渡し等使いやすくなる。

委員：今後、広くPRした時に、混乱を招く可能性もあるかと思うので、十分に配慮してもらいたい。

委員：学校施設としてこれまで使用してきて、改修等必要になってくるのではないか。そのあたりはどうするのか。

事務局：公民館の移転費用の中で今後改修計画を立てていきたい。

委員：冷暖房なども今後入れていく予定か。

事務局：改修計画の中で必要となってくるかと思う。今はまだ改修計画はない。

事務局：財政的に非常に厳しいものがある。基本は現在ある中で活用してもらう。移転費用の中でどれくらい改修できるのか課題である。

## 【採決】

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第7号 梅美台小学校増築工事請負契約の締結について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育施設整備室長が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

平成25年第1回木津川市議会定例会に提出予定の梅美台小学校増築工事の請負契約締結について、教育委員会の意見を聴取するもの。

【質疑応答】

委員：再度、増築工事をするという経過について説明をお願いしたい。

事務局：平成9年の開校時に13学級で設置をしたが、その後平成19年に州見台小学校と分離し、少し児童数は減ったが、その後開発によって急激に児童数が増え、平成24年現在23学級と特別支援学級3学級の26学級となっている。昨年度、6学級のプレハブの増築を行ったが、将来を考えるとそれでは足りない。試算だが、平成30年に最大で、36学級と特別支援学級2学級の38学級にまでなる予定である。そのようなことから、今回16学級を増設するものである。現在、多目的室や会議室を教室として使用している。児童数を試算し、建築基準法の高さ制限内で、最大で建てられる16学級とした。

委員：解体と増築は同時進行か。

事務局：先に解体して更地にし、16学級建てる。その間に使用する仮設教室を現在作っている。

委員：この今のプレハブが建っている場所しか建てる敷地がないということか。

事務局：もともとからの増築スペースとして確保していた場所で、仮設として5学級建てたが、まったく足りないという状況となったため今回になった。

委員：あとは特にさわる所はないか。

事務局：建てた後、運動場の仮設教室は撤去する予定である。

委員：梅美台小学校の法面が広くて何かもったいない気がするが。

事務局：できないことはないが、工事費が高くなる。

委員：30年の38学級がピークということか。

委員：梅美台は今の開発以上にされないか。

事務局：梅美台については今以上はないと思う。開発が読めないのが、南加茂台がそうであった。10年ほどで半分になった。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

委員長から、先の議案第6号と関連して、議案第12号を先にするよう指示された。

《議案第12号 木津川市当尾の郷会館条例施行規則の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育次長兼社会教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

**[説明]**

木津川市当尾の郷会館条例の施行に関し必要な事項を定めるため、当規則を制定するもの。

**【質疑応答】**

委員：他の施設に準じたものになっているのか。当尾の郷会館として特別に新しく作ったものはないか。

事務局：申請書も許可書もすべて同じ様式である。名称だけが変わっている。

委員：この用紙をもらいに行く場所は、教育委員会と当尾の郷会館になるのか。

事務局：管理者がおれば、当尾の郷会館にある。今の時点では教育委員会である。

条例等はホームページに載るので、そこから申請書が出せる。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

< 5分間休憩 >

《議案第8号 平成25年度木津川市一般会計予算について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

部長が、議案書に基づき説明を行った。

**[説明]**

平成25年2月26日招集予定の平成25年第1回木津川市議会定例会に提出予定の平成25年度木津川市一般会計予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

**【質疑応答】**

委員長：木津川市の予算の15.7%が教育費とのことであるが、例えば府の教育費はどのくらいか。

事務局：市町村の場合、一般的に1割が目安となっている。

委員：木津川市の場合は、新しい学校も建てなければいけない開発の区域であるので、教育費が増えるのは当然である。まちづくりに応じて建設が必要になってくる状況はあるので、その点は十分配慮はしてもらいたい。

事務局：ハード事業予算にウエイトが置かれている。これは、27年度末まで続く。耐震化工事が終われば1割前後になると思うが、その時にこそ、ハード面に充てられていた予算については教育費の充実を目指し、今後引き続き予算確保をしていかなければいけないと考えている。

委員：加茂文化センターの指定管理は経費削減になっているのか。

事務局：一番大きく出てくるのは、人件費であるが、今までは正職3名、嘱託、臨時職員の人件費を支払っていたが、指定管理になって事業団でも人件費は出てくるが、総額で750万円の削減になっている。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第9号 平成24年度木津川市一般会計補正予算第6号について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

部長が、議案書に基づき説明を行った。

**[説明]**

平成25年2月26日招集予定の平成25年第1回木津川市議会定例会に提出予定の平成24年度木津川市一般会計補正予算第6号の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

**【質疑】**

委員からの質疑は特になかった。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第10号 木津川市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関する報告書（平成23年度実施事業）》

委員長が、事務局に説明を求めた。

学校教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

**【説明】**

効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が所管する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の助言をいただき、自ら点検及び評価を行いその結果に関する報告書を作成したもの。

**【質疑】**

委員からの質疑は特になかった。

**【採決】**

委員長が採決を採られ、全員一致で承認された。

5. 教育長報告

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

次の件について、詳細の説明があった。

- ・ 1月31日「第4回木津川市フォトコンテスト」審査会が行われた。
- ・ 2月6日第3回山城地方教育長会議が開かれ、体罰の調査方法等について話があった。
- ・ 2月7日相楽地方教育長会議が開かれ、続いて相楽地教委連委員長・教育長合同会議が開かれた。
- ・ 2月12日平成24年度第8回木津川市校・園長会議が開かれ、体罰についての調査を行うことについての指示をした。
- ・ 2月18日平成24年度木津川市第3回初任者・新規採用者研修講座閉講式が行われた。今年度新規採用職員は30人であったが、途中1人退職し、29人となった。
- ・ 2月19日定例記者会見が行われ、予算についての発表があった。

6. その他

- ・ 平成24年度末・平成25年度当初 各会議等日程（予定）について、学校教育課長が説明を行った。

- ・今後の予定について、学校教育課長が説明を行った。
  
- ・平成24年度幼稚園卒園式、小・中学校卒業式 教育委員等出席者及び平成25年度幼稚園入園式、小・中学校入学式 教育委員等出席者（案）について、学校教育課長が説明を行った。
  
- ・次回委員会日程  
    次回委員会は、平成25年3月28日（木）午前9時30分から開催することを決定した。

《議案第11号 平成25年度木津川市立小・中学校管理職人事について》

平成25年度木津川市立小・中学校管理職人事について審議され、承認された。  
本議案は、木津川市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の規定に該当し、非公開とされた。

委員長が、会議を閉会した。